

出先機関の事務・権限のブロック単位での移譲に係る 関係者（環境団体）からの意見聴取（概要）

聴取団体：世界自然保護基金(WWF)ジャパン,日本自然保護協会,日本生態学会,日本野鳥の会
(以下、WWF、協会、学会、野鳥)

地方環境事務所の事務・権限のうち下記の移譲には反対。今後も国が責任を持って地方環境事務所の体制で業務を推進すべき。

- ・ 国立公園の管理（WWF、協会、学会、野鳥）
- ・ 野生生物の保護行政（WWF、協会、野鳥）

<理由>

- 日本は生物多様性条約第 10 回締約国会議（COP10）の議長国であり、生物多様性条約の愛知目標が採択されたことから、日本国が積極的に責任を果たすべき。（WWF、学会、野鳥）
- COP10で採択された生物多様性条約の愛知目標 11 は、陸域・内陸水域の 17%、沿岸域・海域の 10%を保護地域にし、効果的に管理され、広域の景観と結合することを求めるもの。その中核が、国が指定し管理する国立公園。（協会、学会）
- 国立公園は国が保護・管理するのが国際標準であり、国際的な責務。（WWF、協会、学会）
- 自治体には国立公園を観光資源として利用する要望が強い実態があり、許認可権限が移ることで、保護よりも開発のみが進むことを懸念。国立公園は保護地域であり、開発とその許認可との間には牽制関係が必要。（協会、学会、野鳥）
- 野生生物の問題については、野生生物の保護にしても、野生鳥獣対策にしても、広域での取組や国際的な視野に立った連携等が必要であり、国が行うべき。（WWF、協会、野鳥）
- 生物多様性基本法前文では、我が国が国際社会において先導的な役割を担うことが重要とされ、個別条項でも国の役割を明確に規定。（WWF）
- （国立公園の事務・権限は国に残した上で）国・自治体・民間団体・市民との協働管理の枠組みを充実させるべき。（協会）

出先機関の事務・権限のブロック単位での移譲に係る 関係者（市町村）からの意見聴取（概要）

聴取市町：新見市、大和郡山市、大分市、相馬市、聖籠町、能勢町、南三陸町

<大規模災害対応について>

- 全国市長会の会議で、大規模災害対策の在り方を懸念する意見あり。（新見市）
- 昨年9月の水害では、全国的レベルで緊急時の災害対策派遣隊が結成され、最新機器も即座に投入され、迅速な対応だった。今議論されている出先機関の改革が、迅速な対応を担保できるのか。様々な工夫が必要ではないか。（大和郡山市）
- 東日本大震災では国の出先機関の対応が極めて早く、それがなければ我々は生き延びられなかった。今ある安全な組織を別なものに変えるなら、相当な議論が必要。（相馬市）
- 復興に向けて出先機関の力添えが大変大きい。国土交通省や各省庁が、各ブロックにそうした機能を持つべき。（南三陸町）
- あらゆる事態を想定して大災害時等の国と地方の役割分担を確立すべきだが、こうしたレアケースを理由に権限移譲にブレーキをかけてはならない。（聖籠町）

<地域主権改革における基礎自治体>

- 出先機関の事務・権限について、現在国は県レベルの広域連合等を受け皿としたブロック単位での移譲を検討されているが、それらの事務・権限が県を主体とする広域連合に移譲されるだけでは不十分。地方分権改革は、国・県・基礎自治体による明確な役割分担のもと、最終的には住民に最も身近な行政主体である基礎自治体に優先的に権限等の移譲をすべき。（大分市）
- 地域主権の主体は基礎自治体であって、今後基礎自治体と国の関係はどうなるのかをしっかりと議論した上で進める必要。（相馬市）

<道州制>

- 将来的に道州制実現を見据えたさらなる分権国家実現に向けての取組につなげていかなければならない。（大分市、能勢町）
- どうせやるのなら、道州制の議論をしてもらいたい。（相馬市）

<広域的实施体制について>

- 広域連合組織の姿が不明であり、特に基礎自治体との関わり方、都道府県をまたがる広域的な利害調整のあり方、組織・人員の体制や財源などが、どのようになるのか不明のため、広域連合組織が本当に機能するのか懸念がある。（新見市）
- 出先機関の移譲の受け皿に係る関西広域連合の考え方は、地域住民に近いところに引き寄せて住民の付託に応えるものであり、仕事や組織の廃止ではなく、出

先機関そのものを地方のガバナンスの下に置くというもの。(能勢町)

- 構成団体間の利害調整が適切に行われるのか。そのための体制をいかに担保していくかについて引き続き慎重な検討が必要。(大和郡山市、聖籠町)
- 国の組織と基礎自治体というのであれば考えやすいが、その二重構造を三重構造にしたり四重構造にしたりすることは避けるべき。(相馬市)
- 権限移譲により一体的、効率的なサービスが提供され、二重行政が解消された結果、どういったコスト削減が達成できるか、住民はそこに注目する。(聖籠町)
- 移譲対象事務・権限への国の関与のうち、並行権限行使については事務の移譲とは言えず、地域主権戦略大綱の趣旨にも反するものではないか。(聖籠町)

<基礎自治体への説明不足>

- 国の出先機関の原則廃止に係る検討が、国と県との議論のみで、住民の安全などに関わる基礎自治体に対する意見聴取や説明が十分になされていない。一部の基礎自治体による地方整備局等の存続の要望は、不安の表れでもある。(新見市、大分市、相馬市、能勢町)

<慎重な議論を>

- 住民の安心、安全を守る責任は基礎自治体にある。大震災被災地としての体験を踏まえ、くれぐれも拙速な判断を避けるべき。(相馬市、南三陸町)
- 出先機関改革の検討については、広域的災害に対応するのか、また、受け皿がしっかりしていないと、二重行政、三重行政になる懸念があり、こうした点についても、今後、基礎自治体、関係する関西と九州地方の市長の意見を十分聞きながら、拙速に進めることなく、慎重の上にも慎重に議論すべき。(新見市、大和郡山市)